

## 第11号議案 要旨

### 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

#### 2 改正内容

##### (1) 第1条関係

令和2年度中における期末手当の支給月数を0.05月引下げ、100分の125（既に支給済みの6月期100分の130と合わせ、年間2.55月）とする。

##### (2) 第2条関係

令和3年度以降において、期末手当の年間支給月数2.55月を均等に支給するため、6月期及び12月期共に100分の127.5とする。

#### 3 施行期日

(1) 第1条関係 公布の日

(2) 第2条関係 令和3年4月1日

## 第12号議案

### 令和2年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

令和2年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和2年11月25日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山象三